

第45期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年11月26日（日曜日）
午後2時半（受付開始 正午）

※正午より開場し、株主総会の前後に講演会や質問会等のイベントを予定しております。

開催
場所

東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
神田スクエア2F 「スクエアホール」

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※「スクエアホール」が満席になった場合には、第2会場等をご案内させていただきます。

目次

■ 第45期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
議案 剰余金の処分の件	
■ 事業報告	4
■ 計算書類	22
■ 監査報告書	33

ほぼ日

株式会社ほぼ日

証券コード：3560

株主の皆様へ

証券コード 3560
2023年11月10日
(電子提供措置の開始日 2023年11月2日)

東京都千代田区神田錦町三丁目18番地
ほぼ日神田ビル

株式会社 ほぼ日

代表取締役社長 糸井重里

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第45期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

■ 当社ウェブサイト

<https://www.hobonichi.co.jp/ir/meeting.html>



■ 株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3560/teiji/>



■ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（銘柄名（会社名）または証券コード（3560）を入力・検索し、「基本情報」、
「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認ください）



書面による議決権の事前行使に当たりましては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年11月24日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月26日（日曜日）午後2時半（受付開始 正午）
※正午より開場し、株主総会の前後に講演会や質問会等のイベントを予定しております。
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1 神田スクエア 2F 「スクエアホール」
株主様向けイベント「ほぼ日の株主ミーティング2023」の開催を予定しています。
詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.hobonichi.co.jp/ir/meeting.html>)に掲載の上、お知らせいたします。
3. 目的事項
報告事項 第45期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 剰余金の処分の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎やむなく株主総会や株主ミーティングの運営が変更になる場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。また、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎2022年9月1日施行の改正会社法により、電子提供制度が開始されましたが、本年は書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

◎本年より本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後に当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

▶ 株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の処分の件

第45期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、普通配当を1株当たり45円00銭とさせていただきたいと考えます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金45円00銭 総額104,402,115円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年11月27日

以 上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度の経営成績は、次の表のとおりです。

	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)	対前年増減率
売上高	5,907,938千円	6,818,424千円	15.4%
営業利益	275,287千円	589,670千円	114.2%
経常利益	290,745千円	584,757千円	101.1%
当期純利益	205,708千円	411,910千円	100.2%

当社は、「夢に手足を。」つけて、歩き出させる会社であることを目指し、「やさしく、つよく、おもしろく。」を行動指針として、新しい価値を生み出し、人びとが集う「場」をつくり、「いい時間」を提供するコンテンツを企画、編集、制作、販売する会社です。コンテンツとはクリエイティブの集積であり、読みもの、動画、商品、キャラクター、イベント、全てがコンテンツであるととらえています。具体的には、創刊から25年間毎日更新をしているウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」、さまざまなアーティストやブランドとつくるイベント「生活のたのしみ展」、人に会い、話を聞くことから、誰もがたのしく学べる場である「ほぼ日の学校」、渋谷PARCOでさまざまな「表現」を提供する場である「ほぼ日曜日」、ギャラリーショップの「TOBICHI」、犬と猫と人間をつなぐ写真SNSアプリ「ドコノコ」といった「場」をつくり、ほぼ日手帳をはじめとした生活にまつわる商品や動画や読みものなどのコンテンツを国内外へお届けしています。

当事業年度における当社をとりまく事業環境として、EC市場規模の拡大があげられます。経済産業省の調査によると、2022年の日本国内のBtoC-EC市場規模は、22.7兆円（前年比9.91%増）と拡大し、内訳として物販系分野では前年比5.37%と伸長しています。また、越境EC購入額は日本・米国・中国の3か国間における市場規模がいずれの国でも増加しています。

当社は当事業年度において、主力商品の『ほぼ日手帳 2023』を例年どおり2022年9月1日より、4月はじまり版の『ほぼ日手帳2023 spring』を2023年2月1日より販売開始しました。『ほぼ日手帳』はこれまでも、幅広いユーザーの手にとってもらえるようにブランド、IPやアーティストとのコラボレーションを実施してきました。当事業年度においては「ONE PIECE magazine」とコラボレーションした1日1ページの手帳本体やカバーが大きな反響を呼び、新たなユーザーの増加につながりました。今後も取組先と当社の双方がより多くのユーザーに出会えるようなコラボレーションに取り組んでいきます。また、欧米での『ほぼ日手帳』への関心の高まりを受け、ほぼ日手帳関連のコンテンツやSNSの英語対応を強化し、販路の拡大を進め、英語版手帳本体のラインナップを大幅に拡充しました。これらの結果、海外売上高の前期比は直販売上で31.1%増、卸売上で44.4%増と北中米、ヨーロッパを中心に大きく伸長し、『ほぼ日手帳』における海外売上高の構成比率は47.7%（前期比1.7pt増）と上昇し

ました。8月には直販ECサイトの言語、通貨、決済手段の対応範囲を広げるDtoC越境EC向けサービスを導入しました。今後もユーザーにとって購買しやすい環境を整えることで、海外売上高の伸長を促進していきます。

新たに企画した手帳本体とカバーが一体となった張り手帳『ほぼ日手帳 HON』の発売もあり、新型コロナウイルス感染症等の影響で減少していた手帳販売部数は、2023年版手帳では増加に転じ約82万部となりました。

結果として『ほぼ日手帳』全体の売上高は国内外ともに手帳本体・カバーが好調に推移し、前期比28.3%増（国内24.2%増、海外33.1%増）となりました。



手帳以外の商品の売上高は前期並で推移しました。寝具を扱うブランド「ねむれないくまのために」が好調に推移したほか、4月29日から7日間「生活のたのしみ展」を新宿で開催しました。前回より開催期間を1日増やし、約70の店舗や企画が集まり、販売総額は過去最大となりました。一方で、アパレル関連の売上が減少しました。

これらの結果、売上高は6,818,424千円（前期比15.4%増）となりました。

売上原価については、『ほぼ日手帳』の売上構成比率が上昇した結果、売上原価率は43.1%（前期比1.3pt減）となりました。販売費及び一般管理費については、物流プロセスの見直し等でコスト削減に努めた一方で、海外直営販路での売上増加及び販売手数料率の引き上げによる販売費用の増加に加えて、国際物流コストの上昇により、物流費用が増加しました。

その結果、当事業年度の営業利益は589,670千円（前期比114.2%増）、経常利益は584,757千円（前期比101.1%増）、当期純利益は411,910千円（前期比100.2%増）となりました。

その他の事業活動として、動画サービス「ほぼ日の学校」（アプリ及びWEBで提供）では、「人に会おう、話を聞こう。」をコンセプトに、新しい学びの「場」をつくることを目指し、有名無名問わずさまざまなジャンルの講師による授業を配信しています。侍ジャパン前監督の栗

山英樹さんや、作家の京極夏彦さん、連続起業家の孫泰蔵さんなど、2023年8月末までに300本以上の動画を公開しました。さらに夏休みには自由研究をテーマに、小学生とSDGsについて考えるリアルなイベントも行い、活動の幅を広げています。また全日本空輸株式会社（以下ANA）と業務提携を続け、ANAのお客様へ動画コンテンツを提供しています。ウェブサイト「ほぼ日刊イトイ新聞」では俳優の大泉洋さんとの対談「まったく、大泉洋ってひとは。」や、美術館の常設展示を紹介する「常設展へ行こう！」が多くの方に読まれました。また、ほぼ日のさまざまな商品を生配信で紹介する「ほぼ日LIVEコマ〜ス」を開始したほか、LINEアカウントメディアなどの外部媒体でアーカイブの人気記事を配信しています。活字以外のメディアでもたくさんの方にたのしんでもらえるよう、オーディオブック「聞く、ほぼ日。」やYouTubeチャンネル「ほぼべりTUBE」など、音声や動画としてのコンテンツ提供にも力を入れています。

渋谷PARCO「ほぼ日曜日」では、7月1日から8月後半まで絵本作家・キャラクターデザイナーのコンドウアキさんのこれまでの作品を展示する「コンドウアキのおしごと展 作家生活20周年記念」を開催しました。200点以上の直筆原画の展示、絵本をイメージしたカフェスペース、キャラクターグッズのショップは多くの方で賑わいました。また、「TOBICHI」ではJR木次線・出雲坂根のジオラマを展示し鉄道にまつわるマンガを集めた「ジオラマと鉄道マンガ展 がんばれ！山を登る列車・木次線」などのイベントを開催しました。

このように、当社は運営する「場」において、生活のたのしみとなるような「いい時間」を過ごしていただけるよう、コンテンツを作り、編集し届けています。業績はこうした全ての活動の結果だと考えています。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

（2）設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は196,966千円であり、その主なものはほぼ日の學校、自社利用ソフトウェアに係る投資です。

（3）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社では、会社の未来の姿を時間的に遠いほうから「遠景」「中景」「近景」の3つに分けて考えています。会社がどこに向かおうとしているのか（遠景）、途中でどうなっていたら順調だと判断するか（中景）、遠景に向けて今、どちらに一步を踏み出すか（近景）、の道標にしようというものです。

「遠景」は、創業者である代表取締役社長の糸井重里が引退し、次世代経営陣が率いるチームが生き生きと事業を運営している姿です。糸井と当社がよきライバルとなり、お互いにおもしろいから「じゃあ、手を組もう」といったかたちで仕事ができるようになる未来像をイメージしています。

「遠景」に至る道のりの途中の段階である「中景」は、「『いい時間』を提供する場をつくり、育てている」姿です。国内外問わず今よりも幅広い属性のたくさんのお客様とお付き合いしている姿をイメージしています。それには、コンテンツを生み出す力や仕入れる力、そして届ける力も、今よりつよくなっている必要があります。また、情報セキュリティのリスク増大や個人情報保護の関心の高まり、インターネット通販の浸透と環境変化にも注意を払っています。こうした事業環境を踏まえると、上記のように「場」が今よりも広がるには、それを支える土台も強化しなくてはなりません。ITシステムに関する技術力は、今後も大切な課題であり続けると考えています。

さらに、「やさしく、つよく、おもしろく。」が社内に浸透し、実践され続けるよう、たゆまぬ組織づくりが必要だと考えています。

当社を取り巻く市場環境においてはスマートフォンの普及などによりインターネットの利用時間が増加しているほか、経済産業省の調査では2022年の日本国内のBtoC-EC市場規模は、22.7兆円（前年比9.91%増）と拡大し、内訳として物販系分野では前年比5.37%と伸長しています。一方で、国際的な情勢不安による燃料価格や原材料費の高騰及び外国為替相場の変動など、先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

このような環境の中、当社は「いい時間」を提供するためのコンテンツを、種類と量を増やし新しい場を生み育てていけるように取り組んでいきます。

これらの状況を踏まえた具体的な課題は、次のとおりです。

① 「場」の立ち上げと育成

当社は「ほぼ日刊イトイ新聞」の他に「ドコノコ」「生活のたのしみ展」「ほぼ日の学校」といった、「場」を立ち上げてきました。今後も魅力的なオリジナルコンテンツの幅を広げるよう、これらの「場」を育て、さらに新しい「場」も立ち上げ、「やさしく、つよく、おもしろく。」の姿勢で複数の「場」を運営する企業になることを目指しています。社外のクリエイターの方々にとってもコンテンツを生む新しい「場」となり、より多くの生活者にたのしんでいただけるよう、新しいサービスの開発を進めていきます。

②多様な人材の確保及び育成と組織づくり

今後想定される事業拡大や新サービスを実現するには、継続的な人材の確保及び育成と、当社の考え方や価値を生む仕組みが定着するような組織づくりが重要だと考えています。当社は新卒採用や、コンテンツを生み出す力や届ける力を強化するため職種を限定せず募集をした「ほぼ日の大開拓採用」を実施し、多様な人材の確保に努めています。今後も「やさしく、つよく、おもしろく。」が社内に浸透し、実践され続けるよう、人材の確保及び育成と組織づくりに優先的に取り組んでいきます。

③インターネット環境変化への対応

総務省の情報通信白書によると、インターネットは2022年の国内利用率（個人）が84.9%と、情報化社会の基盤となっています。この基盤の上には、利便性故にさまざまなサービスが展開されており、利用するデバイスや、アクセスする環境も多様化が進んでいます。当社も黎明期からコンテンツを提供する「場」としてインターネットを活用してきましたが、今後のサービスの展開にあたっては、日に日に高まる情報セキュリティリスクへの対応および、国内だけでなく、多くの国や地域で導入が進む個人情報保護制度への準拠など、生活者の場所やアクセス手段にかかわらず、いつでも安心してたのしんでいただける「場」であり続けられるよう、組織的、技術的な対応を進めていきます。

④経営基盤の強化

当社は小規模組織です。今後想定される事業拡大や新規事業を実現するため、経営陣の能力、組織運営、内部管理、さまざまなステークホルダーとの関係、機動的な財務運営等を継続的に高め、経営基盤の強化を図っていきます。

⑤市場の拡大

「ほぼ日刊イトイ新聞」で開発した商品コンテンツは、自社のウェブサイトのインターネット通販で販売を重ね、同時に他の販路にも展開して、より多くの生活者にたのしんでいただくことが重要だと考えています。国内では既存販路の強化や新規販路の開拓、海外に向けては自社の外国語コンテンツ強化や主要国に適した販路開拓等を通して顧客を広げ、関係づくりを進めていきます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年8月度 第 42 期	2021年8月度 第 43 期	2022年8月度 第 44 期	当事業年度 2023年8月度 第 45 期
売 上 高	5,309,209 千円	5,639,525 千円	5,907,938 千円	6,818,424 千円
当 期 純 利 益	151,915 千円	196,978 千円	205,708 千円	411,910 千円
1 株当たり当期純利益	65.50 円	84.91 円	88.68 円	177.57 円
総 資 産	5,200,901 千円	5,123,473 千円	5,315,235 千円	5,847,553 千円
純 資 産	3,724,891 千円	3,790,926 千円	3,863,568 千円	4,200,299 千円

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第44期の期首から適用し、第44期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

記載すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

- ・ インターネット、その他媒体を利用したメディア運営及び通信販売業
- ・ 各種コンテンツの企画、制作、運営、販売、プロデュース
- ・ 商品の企画、販売、卸売

(8) 主要な事業所 (2023年8月31日現在)

本社 東京都千代田区神田錦町三丁目18番地 ほぼ日神田ビル

(9) 従業員の状況 (2023年8月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
128名	+5名	37.8歳	6年2ヶ月

(注) 上記従業員には、アルバイト及び派遣社員を含んでいません。

(10) 主要な借入先 (2023年8月31日現在)

該当事項はありません。

② 会社の株式に関する事項（2023年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,320,047株(自己株式353株を除く)
- (3) 株主数 3,251名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
糸井 重里	627,700 株	27.05 %
池田 あんだ	480,100	20.69
山本 英俊	326,900	14.09
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	184,600	7.95
ほぼ日従業員持株会	132,000	5.68
永田 泰大	22,200	0.95
小泉 絢子	21,900	0.94
佐藤 智行	16,700	0.71
後藤 洋平	13,800	0.59
J P モルガン証券株式会社	13,400	0.57

- (注) 1. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義での保有株式数を記載しています。
2. 持株比率は、自己株式353株を除いて計算しています。
3. 持株比率は、小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年8月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況等
代表取締役社長	糸井 重里	指名報酬委員	株式会社エイプ 代表取締役 円谷フィールズホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	小泉 絢子	商品事業部長 兼 ディレクター	—
取締役	鈴木 基男	管理部長 兼 ディレクター	—
取締役	山本 英俊	指名報酬委員	円谷フィールズホールディングス株式会社 代表取締役社長 グループ最高経営責任者 株式会社エイプ 取締役 株式会社BOOOM 取締役会長 トータル・ワークアウトプレミアムマネジメント株式会社 代表取締役社長 フィールズ株式会社 取締役会長
取締役	塚越 隆行	指名報酬委員長	株式会社円谷プロダクション 代表取締役会長 兼 CEO 円谷フィールズホールディングス株式会社 専務取締役 公益財団法人 徳間記念アニメーション文化財団 理事
常勤監査役	摂州 美千代	—	—
監査役	後藤 和年	—	—
監査役	佐田 俊樹	—	株式会社グッドパッチ 社外監査役 株式会社レノバ 社外監査役 株式会社パリミキホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役 山本英俊氏及び取締役 塚越隆行氏は、社外取締役です。
 2. 常勤監査役 摂州美千代氏、監査役 後藤和年氏及び監査役 佐田俊樹氏は、社外監査役です。
 3. 当社は、取締役 塚越隆行氏、常勤監査役 摂州美千代氏、監査役 後藤和年氏及び監査役 佐田俊樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
 4. 上記取締役5名は2022年11月27日に行われた第44期定時株主総会において再び選任され重任いたしました。
 5. 常勤監査役 摂州美千代氏は金融機関における内部監査や会計監査経験並びに米国公認会計士試験全4科目の合格実績があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有します。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する内容及び決定方法

ア. 当該方針の決定の方法

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年3月の取締役会において決議しました。

イ. 当該方針の内容の概要

当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続きに従い、当社の取締役報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきものとし、当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、会社業績との連動性を確保するため、個人別の業績計画の達成度を総合的に評価し、役位、職責及び成果を反映させることとしています。また、監査役の報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、監査役の協議によって決定しています。独立社外取締役及び監査役の報酬については、固定報酬のみとしています。会社業績に左右されない報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。

ウ. 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会で決定された報酬等の基本方針及び決定プロセスに基づき、任意の「指名報酬委員会」にて内容が検討されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しております。

エ. 取締役会決議による報酬の決定の委任に関する事項

取締役会は、取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役の報酬の構成及び決定方針、取締役の報酬の決定手続き、並びに取締役の個人別報酬額の決定を任意の「指名報酬委員会」に一任することを決議しています。指名報酬委員会は、独立社外取締役 塚越隆行（委員長）、代表取締役社長 糸井重里、社外取締役 山本英俊で構成されます。

②役員区分ごとの報酬等の額、報酬等の種類別の額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	71,450 (3,600)	71,450 (3,600)	— (—)	— (—)	4名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	15,240 (15,240)	15,240 (15,240)	— (—)	— (—)	3名 (3名)

- (注) 1. 2014年6月20日に行われた定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額は年額300,000千円と決定されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
2. 2007年9月18日に行われた臨時株主総会の決議により、監査役の報酬限度額は年額20,000千円と決定されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 当事業年度末時点の取締役は5名です。取締役の員数が相違しているのは、無報酬の取締役が1名在任しているためです。
4. 取締役の報酬は、基本報酬(定期同額給与)のみとし、業績連動報酬等や非金銭報酬等の支給は行っておりません。
5. 第45期の取締役の報酬は2022年11月27日に開催された任意の「指名報酬委員会」において決定いたしました。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

ア.社外取締役

氏名	他の法人等の重要な兼職の状況	当該兼職先との関係
山本 英俊	円谷フィールズホールディングス株式会社 代表取締役社長 グループ最高経営責任者 株式会社エイブ 取締役 株式会社B〇〇〇M 取締役会長 トータル・ワークアウトプレミアムマネジメント株式会社 代表取締役社長 フィールズ株式会社 取締役会長	特別な関係はありません。
塚越 隆行	株式会社円谷プロダクション 代表取締役会長 兼 CEO 円谷フィールズホールディングス株式会社 専務取締役 公益財団法人 徳間記念アニメーション文化財団 理事	特別な関係はありません。

イ.社外監査役

氏名	他の法人等の重要な兼職の状況	当該兼職先との関係
摂州 美千代	—	—
後藤 和年	—	—
佐田 俊樹	株式会社グッドパッチ 社外監査役 株式会社レノバ 社外監査役 株式会社パリミキホールディングス 社外監査役	特別な関係はありません。

②主な活動状況

ア.社外取締役

氏名	主な活動状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
山本 英俊	当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席しています。必要に応じ経営者としての専門的見地から発言を行い、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監督体制を充実させるという役割を適切に果たしています。
塚越 隆行	当事業年度開催の取締役会8回全てに出席しています。必要に応じコンテンツビジネス業界での豊富な経験に基づき、多角的な視点から発言を行い、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監督体制を充実させるという役割を適切に果たしています。

イ.社外監査役

氏名	主な活動状況
摂州 美千代	当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、また監査役会は10回全てに出席しています。取締役会において、財務、会計等の幅広い観点から適宜発言を行い、監査役会においては、取締役等の職務の執行状況についての監査結果を報告し適宜意見を述べるなどにより適切な監査を行いました。
後藤 和年	当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、また監査役会は10回全てに出席しています。取締役会において、法令、会計等の幅広い観点から適宜発言を行い、監査役会においては、取締役等の職務の執行状況について報告を受け適宜質問や意見を述べるなどにより適切な監査を行いました。
佐田 俊樹	当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席し、また監査役会は10回全てに出席しています。取締役会において、経営、企業監査等の幅広い観点から適宜発言を行い、監査役会においては、取締役等の職務の執行状況について報告を受け適宜質問や意見を述べるなどにより適切な監査を行いました。

③責任限定契約

当社は各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額を社外取締役は法令の定める最低責任限度額、監査役は金3百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としています。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、前事業年度の監査計画と実績を確認し、また当事業年度の監査計画の内容、報酬見積の算定根拠となる監査時間の見積等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任または不再任が相当と認められる事由が発生した場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しています。その概要は以下のとおりです。

- (a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「コンプライアンス行動規範」を日々の活動の基礎として策定し、全ての役員及び従業員に向けて周知徹底を図ります。
 - ・ 取締役、従業員に対するコンプライアンス研修を実施します。
 - ・ 「リスク管理規程」に基づいて、当社の従業員等が当社における違法または不適切な行為に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、内部通報制度を整備・運用し適切な対応を行います。また、内部通報に係る情報の管理を徹底するとともに、法令及び社内規程に従い情報提供者が情報提供を理由に不利益な取扱いを受けないように保護します。
 - ・ 「内部監査規程」に基づいて、代表取締役社長直轄の内部監査室が定期的に内部監査を実施し、会社の業務状況を把握し、全ての業務が、法令、定款及び社内規程に則って適正かつ妥当に行われているかを監査し、コンプライアンスの維持向上に努めます。
 - ・ 経営者は週次で全社向けにミーティングを開催し、コンプライアンスを含む社会的規範や、会社が重要視する組織風土について定期的に伝達することで、取締役及び従業員が自律的に法令及び定款に適合した職務を執行する環境の構築強化に努めます。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 取締役の職務執行状況を確認できるような情報の保存・管理体制として、議事録、稟議書、契約書等保存対象書類、保存期間、文書区分、保存場所等を「文書管理規程」に定めます。
- (c) 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 取締役、従業員に対して定期的にリスク管理に関する教育・研修を実施します。
 - ・ 大規模な事故や災害・不祥事が発生した場合の対応方法を「リスク管理規程」に定めます。

- (d) 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会としての役割と責任権限を明確にするため「取締役会規程」を定め、当該規程に基づいて取締役会を運営します。
 - ・定例の取締役会を毎月1回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
 - ・規程に定められた会議体に加えて、取締役が集まり経営方針について議論する機会を定期的に設けることで経営方針や職務執行状況について適時に共有し、職務執行の効率化を図っています。
 - ・取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。
 - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織図」「職務権限規程」「職務権限一覧表」において、職務の執行の責任及びその執行手続きを規定し、効率的な職務執行を確保します。また、各規程は必要に応じて適宜見直しを図ります。
- (e) 当社及び当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社では、取締役会でコーポレート・ガバナンスガイドラインを策定し、ガイドラインを見直すことで常により良いコーポレート・ガバナンスの体制や制度の導入を心がけています。
 - ・当社グループとしてのガバナンス体制構築のため、管理業務の受託を通じて管理部が管理を行います。
 - ・役員は従業員に対して、コンプライアンスを含む社会的規範や、会社が重要視する組織風土について定期的に伝達し、業務執行における環境の構築強化に努めています。
 - ・業務執行状況・財務状況等を定期的に取締役会へ報告します。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する補助スタッフを配置し、必要な員数を確保します。
 - ・監査役補助スタッフの人事評価、人事異動、懲戒処分等に対して、監査役の同意を得るものとします。
 - ・当該補助スタッフは、監査役の補助業務に関し、監査役の指揮命令下において優先して従事するものとします。

- (g) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 監査役は、取締役会のみならず必要に応じて重要な会議に出席し、取締役等から業務執行状況の報告を受けます。
 - ・ 監査役は、会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、緊密な連携をとりながら監査の実効性を確保します。
 - ・ 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した等、監査役に報告すべき事由があると認める場合、速やかに監査役に報告します。
 - ・ 監査役への報告を行った取締役及び従業員に対して、不利益な取扱いをすることを禁止します。
- (h) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理します。
- (i) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、「監査役会規程」「監査役監査基準」に従い、監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役職務の執行について監査します。
 - ・ 監査役は、取締役と適宜意見交換を実施するほか、内部監査室及び会計監査人との定期的な情報交換を行います。
- (j) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・ 金融商品取引法等に基づいて当社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従って、関連規程等の整備をします。
 - ・ 「内部統制基本計画書」を策定し、その推進体制を明確にするとともに、各部門・組織での自己点検及び内部統制の評価部門による独立的なモニタリングを継続的に実施します。

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

- (a) 基本的な考え方
 - ・ 反社会的勢力の排除は企業の社会的責任とともに企業防衛の観点からも必須のことであり、当社グループでは、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこととし、これら勢力等による不当要求に対しては毅然とした態度で臨みます。
- (b) 整備状況
 - ・ 「コンプライアンス行動規範」に反社会的勢力排除を定め、社内に徹底を図っています。

- ・「反社会的勢力排除規程」「反社会的勢力排除実施要領」において、反社会的勢力からの不当要求等への組織的な対応体制、具体的な対応方法を定め、全ての役員及び従業員に周知を徹底しています。
- ・反社会的勢力の排除に向け、他企業との情報共有、所轄警察署・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織として速やかに対応できる体制を整備しています。
- ・暴力団追放運動推進都民センター（暴追都民センター）に加入し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努めています。
- ・反社会的勢力からの不当要求等に対し、人事総務企画室が窓口となり、経営トップをはじめ組織全体で事態に対処します。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

- ・取締役の職務執行の体制について、取締役会は8回開催され、経営方針及び経営戦略などの経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、各取締役は重要な業務執行について協議を行う会議等を定期的で開催しました。
- ・監査役の職務執行の体制について、監査役会は10回開催され、加えて書面等で適宜情報共有を行いました。また、各監査役はオンラインも用いて、取締役会や重要な会議等への出席や代表取締役社長、会計監査人及び内部監査室との定期的な情報交換等を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備運用状況を確認しました。
- ・内部監査について、内部監査室は監査役と連携しながら、当社の内部監査を実施し、定期的に代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告しました。
- ・コンプライアンス体制について、統制環境を維持することは、コンプライアンスを遵守する上で最重要であると考え、当社では、経営者からの全社向けミーティングを週次で行っています。組織の一員として大切にすべき企業理念やビジョン、行動指針を、毎週のミーティングを通して直接、役員及び従業員に伝えていくことで、コンプライアンスを含む社会的規範を共有し、規範を遵守する組織風土の保全に取り組んでいます。
- ・リスク管理の体制について、当社は、顧客のさまざまな情報を預かっているため、情報資産のセキュリティを管理することがサービスの継続には欠かせないものと考え、国際標準規格であるISMS認証（ISO/IEC27001）を2021年11月に取得しました。また、情報管

理のためのプロジェクトチームを社内に設置し、定期的に情報セキュリティの運用状況や情報管理の対応策について協議するミーティングを開催しています。特に重要度の高い情報管理については、全社向けに情報セキュリティ研修を1回実施しました。さらに、情報セキュリティを含め対応が必要なリスク事項の有無やそれらへの対応状況について管理部を中心に協議するミーティングを月1回実施しています。

計算書類

貸借対照表 (2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	4,360,324
現金及び預金	1,373,312
売掛金	845,986
商品	1,958,322
仕掛品	46,007
貯蔵品	7,802
前渡金	55,066
前払費用	48,548
その他	25,723
貸倒引当金	△446
固定資産	1,487,229
有形固定資産	291,329
建物	337,837
構築物	6,746
車両運搬具	2,863
工具器具備品	175,355
減価償却累計額	△231,473
無形固定資産	417,741
商標権	4,091
ソフトウェア	270,571
ソフトウェア仮勘定	142,596
その他	480
投資その他の資産	778,158
投資有価証券	320,708
長期前払費用	173,773
繰延税金資産	135,193
その他	148,483
資産合計	5,847,553

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,430,869
買掛金	945,481
未払金	151,656
未払費用	20,434
未払法人税等	172,796
リース債務	2,350
前受金	1,500
預り金	13,667
賞与引当金	122,982
固定負債	216,383
長期リース債務	2,868
退職給付引当金	156,880
資産除去債務	3,975
その他	52,659
負債合計	1,647,253
純資産の部	
株主資本	4,091,773
資本金	350,263
資本剰余金	340,263
資本準備金	340,263
利益剰余金	3,402,954
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	3,400,454
別途積立金	500,000
繰越利益剰余金	2,900,454
自己株式	△1,708
評価・換算差額等	108,526
その他有価証券評価差額金	108,526
純資産合計	4,200,299
負債・純資産合計	5,847,553

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しています。

損益計算書 (2022年9月1日から2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		6,818,424
売上原価		2,941,170
売上総利益		3,877,254
販売費及び一般管理費		3,287,583
営業利益		589,670
営業外収益		
受取利息	21	
償却債権取立益	49	
受取補償金	5,276	
保険解約返戻金	1,446	
その他	1,510	8,304
営業外費用		
固定資産除売却損	132	
為替差損	12,914	
その他	171	13,218
経常利益		584,757
税引前当期純利益		584,757
法人税、住民税及び事業税	202,850	
法人税等調整額	△30,003	172,847
当期純利益		411,910

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しています。

株主資本等変動計算書 (2022年9月1日から2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計			
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	350,087	340,087	340,087	2,500	500,000	2,592,930	3,095,430	△1,544	3,784,059	
当期変動額										
新株の発行	176	176	176						353	
剰余金の配当						△104,386	△104,386		△104,386	
当期純利益						411,910	411,910		411,910	
自己株式の取得								△164	△164	
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)										
当期変動額合計	176	176	176	-	-	307,524	307,524	△164	307,713	
当期末残高	350,263	340,263	340,263	2,500	500,000	2,900,454	3,402,954	△1,708	4,091,773	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	79,508	79,508	3,863,568
当期変動額			
新株の発行			353
剰余金の配当			△104,386
当期純利益			411,910
自己株式の取得			△164
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)	29,018	29,018	29,018
当期変動額合計	29,018	29,018	336,731
当期末残高	108,526	108,526	4,200,299

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない … 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法に株式等以外のものより算定)

市場価格のない … 移動平均法による原価法
株式等

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 : 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

仕掛品 : 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 : 定率法を採用しています。(リース資産を除く)

なお、建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しています。また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物 5～15年

(2) 無形固定資産 : 定額法を採用しています。(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

(3) リース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 長期前払費用 : 均等償却しています。主な償却年数は5年です。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金 : 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

（1）直営ECサイト及び卸販売

直営のECサイト、及び卸販売での売上は、顧客からの注文に基づき、商品、製品及びサービスを提供することによる収益です。当該収益は、顧客に商品及び製品の引き渡し、またはサービスを提供した時点で履行義務が充足されるものの、商品、製品の出荷時点と重要な差異はないため、当該商品及び製品の出荷時点で収益を認識しています。

（2）直営店舗・イベントでの販売

直営店舗や当社主催のイベント「生活のたのしみ展」などの売上は、来店する顧客からの注文に基づき、商品、製品及びサービスを提供することによる収益です。当該収益は、顧客に商品及び製品の引き渡し、またはサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。

なお、商品の販売のうち、当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しています。

（3）映像配信サービスに係る収益認識

映像配信サービス「ほぼ日の学校」の有料会員の月額利用料による収益は、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しています。

当該収益は、契約で定められた月額利用料をサブスクリプション期間の経過に伴い履行義務が充足されると判断しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としています。

会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (商品種類別)

	金額(千円)
手帳	4,136,690
その他商品	2,154,717
その他売上	527,017
顧客との契約から生じる収益	6,818,424

(地域別)

	金額(千円)
日本	4,545,163
北米・中米	1,341,954
中華圏	438,041
その他海外	493,264
顧客との契約から生じる収益	6,818,424

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 135,193千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の計上にあたり、事業計画を基礎とした将来の課税所得の十分性、タックスプランニングの存在の有無及び将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上しています。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の算出は、事業計画を基礎とし、一時差異に係る税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率に基づいて繰延税金資産を計上しています。将来において解消が不確実であると考えられる一時差異については、評価性引当額として繰延税金資産を減額します。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見込額の変化や、その他の要因に基づき繰延税金資産の回収可能性の評価が変更された場合、翌事業年度の利益金額に影響を及ぼす可能性があります。

2. 棚卸資産の評価方法

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 1,958,322千円

仕掛品 46,007千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

棚卸資産の評価方法は、商品については総平均法による原価法、仕掛品については個別法による原価法を採用し、評価基準はいずれも収益性の低下による簿価切り下げの方法によっています。

商品については、明らかに収益性の低下が認められないものを除き、特性により基準を検討し、適正在庫を超える数量について帳簿価額を切り下げています。適正在庫数量は、原則として期末日時点における将来の販売見込み数量とし、これを超える在庫については滞留品として評価減を実施しています。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

販売見込み数量は、主として商品毎の直近の販売数量に販売開始日からの経過期間に応じて設定した係数を乗じて算出しています。当該係数は、当社の過去の販売実績を基に算出しており、実績に合わせ適宜見直すこととしています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な販売見込み数量を算出していますが、将来の経済環境の変動などによって実際の販売数量が事業年度末において見込まれる将来販売数量から乖離した場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,320,000株	400株	一株	2,320,400株

(注) 増加数の内訳は次のとおりです。

新株予約権の行使 400株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	310株	43株	一株	353株

(注) 増加数の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買取り 43株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年11月27日 定時株主総会	普通株式	104,386	45	2022年8月31日	2022年11月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年11月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

① 配当金の総額	104,402千円
② 1株当たり配当額	45円
③ 基準日	2023年8月31日
④ 効力発生日	2023年11月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	1,400株
------	--------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸商品評価損	55,584	千円
退職給付引当金	48,052	//
貸倒引当金	136	//
賞与引当金	37,669	//
未払賞与	4,747	//
未払法定福利費	5,861	//
未払費用	17,183	//
未払事業税	10,466	//
資産除去債務	1,217	//
その他	2,448	//
繰延税金資産小計	183,368	千円
評価性引当額	—	
繰延税金資産合計	183,368	千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	255	千円
その他有価証券評価差額金	47,919	//
繰延税金負債合計	48,175	千円
繰延税金資産純額	135,193	千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うために必要な運転資金については、自己資金で充当しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産により運用しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券は、主に投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であり流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に見直しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、経理担当が適時に資金繰計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略し、預金、売掛金、買掛金については、短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

また、市場価格のない株式等は、次表には含めていません（(注1)を参照ください）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	320,048	320,048	—

(注1) 市場価格のない株式等は含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	2023年8月31日
匿名組合出資金	660

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	320,048	—	—	320,048
資産計	320,048	—	—	320,048

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,810円	44銭
1株当たり当期純利益	177円	57銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	177円	48銭

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年10月17日

株式会社ほぼ日
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村 知弘
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中瀬 朋子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ほぼ日の2022年9月1日から2023年8月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月23日

株式会社ほぼ日 監査役会

常勤社外監査役	撰	州	美千代	Ⓔ
社外監査役	後	藤	和年	Ⓔ
社外監査役	佐	田	俊樹	Ⓔ

以上

